健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について（特名随意契約分）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（円） （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	エックス線画像データ移行及びエックス線画像処理装置移設作業（感染症対策課既設）業務委託	10　情報処理	コニカミノルタジャパン株式会社	3,300,000	R8.9.9	地方自治法施行令 第167条の２第１項第２号	別紙のとおり	－
2	エックス線画像データ移行及びエックス線画像処理装置移設作業（放射線技術検査所既設）業務委託	10　情報処理	富士フイルムメディカル株式会社	2,640,000	R8.9.9	地方自治法施行令 第167条の２第１項第２号	別紙のとおり	－

随意契約理由書

1　業務名称

エックス線画像データ移行及びエックス線画像処理装置移設作業（感染症対策課既設）業務委託

2　契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社　官公庁営業部
官公庁営業部長　大中　敏晴

3　随意契約理由

感染症対策課では、感染症診査協議会結核部会において結核公費負担の決定等についての審議を行うため、エックス線画像処理装置を借入している。保守管理をはじめ不具合等の対応も含めて NEC キャピタルソリューション株式会社と長期継続リース契約を締結している。その機器等の保守は、契約の相手方が委託しているコニカミノルタジャパン株式会社が行うこととなっているところである。

本契約は、大阪市保健所に設置している上記機器について、建物を改修した新保健所庁舎へ移設及び新保健所画像管理サーバーへデータ移行するものである。

通常、リース物品に関しては、当初の設置条件や構成を前提にリスクや費用が設計されているため、移設を行った場合、移設後の保守管理を継続して受けられなくなるが、リース契約先の事業者が保守管理等を委託している事業者にさせる移設作業及び付帯作業についてのみ、移設後も当初と保守管理等を継続して受けることが可能である。仮にリース契約先の事業者が保守管理等を委託している事業者以外の事業者に上記業務を履行させ問題が生じた場合、責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じるおそれがある。

よって、本契約は、上記機器のリース契約の契約相手方が委託している端末保守業者のみが受託可能業者となることから、上記契約相手方との間で特名随意契約を締結するものである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

健康局保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0653）

随意契約理由書

１　業務名称

エックス線画像データ移行及びエックス線画像処理装置移設作業（放射線技術検査所既設）業務委託

２　契約の相手方

富士フイルムメディカル株式会社
関西支社　支社長　古江　幸三

３　随意契約理由

放射線技術検査所に既設のエックス線画像処理装置は富士フイルムメディカル株式会社が制作した製品で構築されており、構築業者独自の機器設定情報、システム構成など構築業者しか知り得ない知識や技術が必要であること、また同一業者以外に本契約を履行させた場合、トラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、エックス線画像データ移行及びエックス線画像処理装置移設作業（放射線技術検査所既設）業務を履行できる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結するものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

健康局保健所感染症対策課結核グループ（電話番号 06-6647-0653）